

65 歳以上の皆さんへのお知らせです

介護保険料

◇ 介護保険料が決定しました

65 歳以上の方の介護保険料は基本月額が 4,908 円から 5,162 円（254 円増）となります。

この保険料は、介護保険事業の健全かつ円滑な運営を目指すとともに、介護保険制度における給付サービスの確保を図るため策定した第 7 期介護保険事業計画（平成 30 年度～ 32 年度）に基づいて決定したものです。

詳しくは、右の表をご確認ください。

◇ 通知書は 7 月中旬に発送します

保険料段階の介護保険料は、本人と世帯員の前年の所得状況によって決定され、7 月中旬に発送する「介護保険料納付通知書」でお知らせします。

【問い合わせ】
町税務課課税グループ
☎ 73-7505

【表】平成 30 年度 介護保険料

段階区分	割合	対象基準	年間保険料
第 1 段階	基準額の 0.5 倍	生活保護を受給されている方、老齢福祉年金受給者でその世帯全員が住民税非課税の方、世帯全員が住民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額が年額 80 万円以下の方	30,900 円
第 2 段階	基準額の 0.75 倍	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が年額 120 万円以下の方	46,400 円
第 3 段階	基準額の 0.75 倍	世帯全員が住民税非課税で第 1・第 2 段階に該当しない方	46,400 円
第 4 段階	基準額の 0.9 倍	住民税課税世帯で本人が非課税、合計所得金額＋課税年金収入額が年額 80 万円以下の方	55,700 円
第 5 段階	基準額	住民税課税世帯で本人が非課税、第 4 段階に該当しない方	61,900 円
第 6 段階	基準額の 1.2 倍	本人が住民税を課税されており、合計所得が 120 万円未満の方	74,200 円
第 7 段階	基準額の 1.3 倍	本人が住民税を課税されており、合計所得が 120 万円以上 200 万円未満の方	80,400 円
第 8 段階	基準額の 1.5 倍	本人が住民税を課税されており、合計所得が 200 万円以上 300 万円未満の方	92,800 円
第 9 段階	基準額の 1.7 倍	本人が住民税を課税されており、合計所得が 300 万円以上の方	105,200 円

税率が変わります
国民健康保険税

【平成 29 年度】

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護給付金分
所得割	8.1%	2.1%	1.5%
資産割	25.0%	4.0%	3.0%
均等割	24,000 円	7,000 円	7,000 円
平等割	30,000 円	8,000 円	8,000 円
課税限度額	540,000 円	190,000 円	160,000 円

【平成 30 年度】

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護給付金分
所得割	8.5%	2.2%	1.5%
資産割	廃止	廃止	廃止
均等割	24,000 円	7,000 円	7,000 円
平等割	30,000 円	8,000 円	8,000 円
課税限度額	580,000 円	190,000 円	160,000 円

【低所得者世帯への軽減判定基準の拡充】

軽減対象となる所得の基準	軽減割合	改正点
世帯の所得が 33 万円	7 割	改正なし
世帯の所得が 33 万円＋27 万 5 千円×（被保険者数＋※特定同一世帯所属者数）	5 割	基準額を改正（27 万円→27 万 5 千円）
世帯の所得が 33 万円＋50 万円×（被保険者数＋※特定同一世帯所属者数）	2 割	基準額を改正（49 万円→50 万円）

※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療へ移行された方で、移行後も継続して同一世帯に属する方です。

○平成 30 年度の納税通知書は、7 月中旬に送付予定

【8 月から】主な改正内容をお知らせします

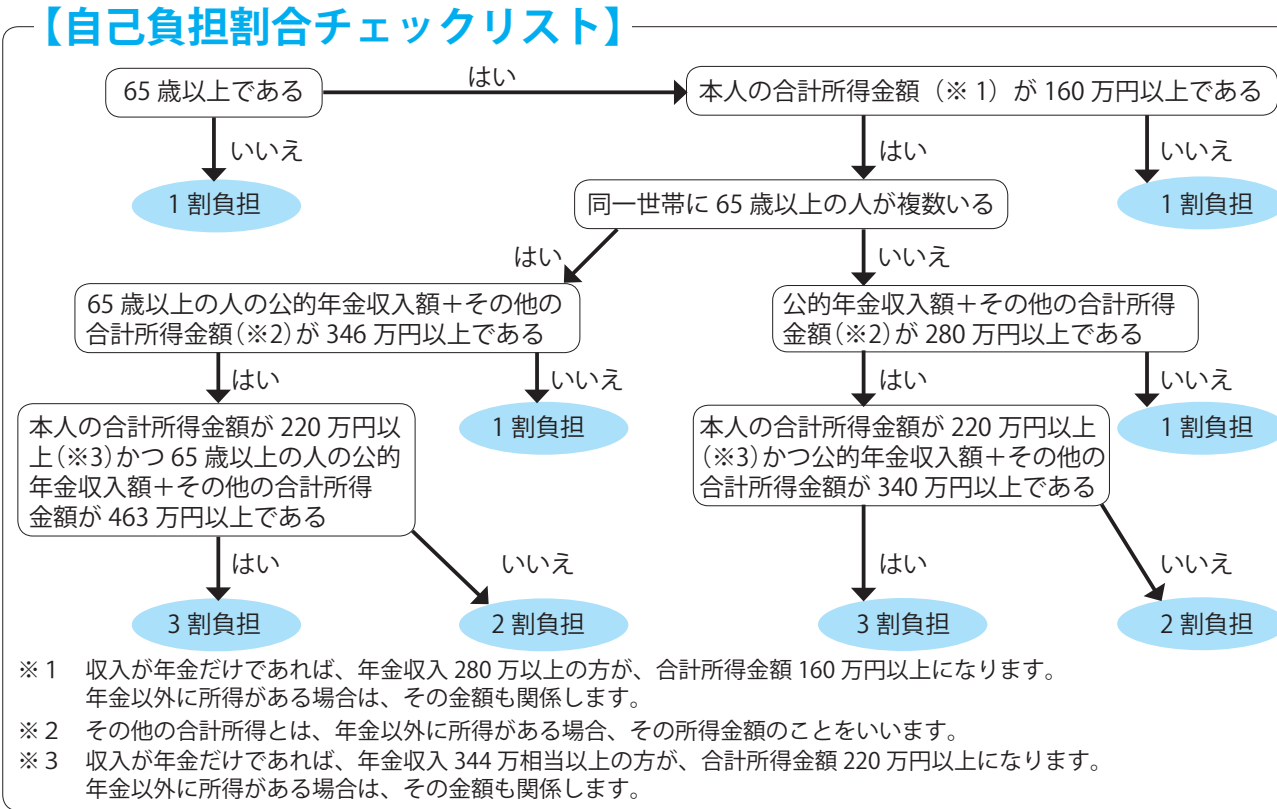
介護保険制度改正

【問い合わせ】
町福祉課高齢者・介護グループ
☎ 73-7507

◇ 65 歳以上で、所得が高い人の介護サービス利用料の負担が 3 割になります

65 歳以上の人（第 1 号被保険者）で、合計所得金額が 220 万円以上、年金収入とその他の合計所得金額が単身世帯 340 万以上、2 人以上の世帯 463 万円以上の場合は、介護サービスを利用する際の自己負担が 3 割になります。

要介護・要支援認定を受けている方には「介護保険負担割合証」が交付されています。8 月からの負担割合は 7 月下旬に送付する新しい負担割合証でご確認ください。



※上記のチェックリストに関わらず町民税非課税の方は 1 割負担になります。

◇ 高額医療合算介護サービス費の自己負担限度額が変更になります

【改正前】

区分（年収）	限度額
課税所得 145 万円以上	67 万円
課税所得 145 万円未満	56 万円
町民税非課税世帯	31 万円
町民税非課税世帯（年金収入 80 万円以下）	19 万円

→

【改正後】

区分（年収）	限度額
課税所得 690 万円以上	212 万円
課税所得 380 万円以上 690 万円未満	141 万円
課税所得 145 万円以上 380 万円未満	67 万円
課税所得 145 万円未満	56 万円
町民税非課税世帯	31 万円
町民税非課税世帯（年金収入 80 万円以下）	19 万円

◇ 福祉用具貸与の適正価格が公表されます（10 月から）

要介護認定を受けた人は、月々の利用限度額の範囲内であれば 1 ～ 3 割の負担で福祉用具を借りることができます。これまで貸与価格は福祉用具事業者が自由に設定していましたが、10 月からは商品ごとに上限額が設定されます。福祉用具事業者には、商品の「全国平均貸与価格」と「その事業所の貸与価格」の両方を提示することが義務付けられます。

保険証（被保険者証）一斉更新の季節です

後期高齢者医療制度

【問い合わせ】
町住民保健課国保グループ
☎ 73-7508

7月に保険料額をお知らせします

【平成30年度保険料の計算方法】

均等割
【1人当たりの額】
50,205円

+

所得割
【被保険者本人の所得に応じた額】
(平成29年中の所得－33万円) × 10.59%

=

1年間の保険料
【限度額】62万円
(100円未満切り捨て)

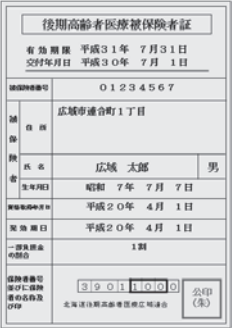
- 1年間の保険料の上限額は62万円
- 所得の少ない方は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料を軽減
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算
- ※保険料のお支払いが困難な場合は、町税務課課税グループ(☎73-7504)にご相談ください。
- ※災害、失業などにより所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方は、保険料の減免を受けられる場合があります。

【所得とは】
前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額などを引いたもの

【保険料のお支払い方法】
「年金からのお支払い」と「口座振替」から選ぶことができます。
口座振替を希望される方は、町税務課課税グループにお問い合わせください。

保険証が新しくなります

現在お使いの保険証の有効期限が7月31日で満了となるため、8月以降は使えなくなります。
7月中旬に新しい保険証を郵送しますので、届きましたらお持ちの保険証（黄色）を破棄して、新しい保険証（桃色）をお使いください。
※新しい保険証の有効期限は、平成31年7月31日です。



※保険証を紛失したときや、汚れたときは再交付しますのでお申し出ください。
新しい保険証の色は「桃色」です。

減額認定証も新しくなります

現在お使いの限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限が7月31日で満了となるため、8月以降は使えなくなります。
今まで認定を受けたことがある方で、引き続き減額認定証の交付対象となる方には、保険証とともに減額認定証を郵送します（申請手続き不要）。
8月1日からはお持ちの減額認定証（橙色）を破棄して、水色のものをお使いください。（有効期限は保険証と同じく1年間）



※新たに減額認定の対象となる方（下記の交付対象に該当する方）には申請書をお送りしますので、町住民保健課国保グループに申請してください。
新しい減額認定証の色は「水色」です。

減額認定証の 交付対象は 「住民税非課税世帯」 ※【Ⅰ】と【Ⅱ】に区分	区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税世帯で区分Ⅰに該当しない方
	区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ○世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金収入のみの場合は、その受給額が80万円以下の方です。 ○老齢福祉年金を受給されている方

70歳以上の方の所得区分と限度額が一部変わります

高額療養費の限度額が見直しされます

高額療養費の限度額が、平成30年8月から次のとおり見直しされます。

【表1】7月までの高額療養費の限度額

所得区分	1カ月の自己負担限度額（※1）	
	外来 （個人単位）	外来＋入院 （世帯単位）
現役並み所得者	57,600円	(医療費総額-267,000円) × 1% + 80,100円 (44,400円) ※2
一般	14,000円 ※3	57,600円 (44,400円) ※2
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	24,600円
	区分Ⅰ	15,000円

(※1)
月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方（障害認定で加入する方は除く）は、加入した月の自己負担限度額が1/2に調整されます。
(※2)
多数該当（過去12ヵ月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当）の場合の自己負担限度額は44,400円です。
(※3)
8月1日から翌7月31日までの1年間の外来の自己負担限度額合計の限度額は、144,000円となります。
(※4)
平成30年8月から、現役並み所得者のうち、現役Ⅰ・Ⅱの方が高額療養費の適用を受ける場合「限度額適用認定証」が必要です。



【表2】8月からの高額療養費の限度額

所得区分			1カ月の自己負担限度額（※1）	
			外来 （個人単位）	外来＋入院 （世帯単位）
現役並み 所得者	現役Ⅲ	課税所得 690万円以上	252,600円（医療費総額-842,000円） × 1% + (141,000円) ※2	
	現役Ⅱ ※4	課税所得 380万円以上	167,400円（医療費総額-558,000円） × 1% + (93,000円) ※2	
	現役Ⅰ ※4	課税所得 145万円以上	80,100円（医療費総額-267,000円） × 1% + (44,400円) ※2	
一般			18,000円 ※3	57,600円 (44,400円) ※2
住民税非課税世帯	区分Ⅱ		8,000円	24,600円
	区分Ⅰ			15,000円

高額介護合算療養費の限度額が見直しされます

高額介護療養費の限度額が、平成30年8月から次のとおり見直しされます。

【表3】高額介護合算療養費の限度額

所得区分		現行	8月～
現役並み所得者		67万円	現役Ⅲ【課税所得690万円以上】212万円
			現役Ⅱ【課税所得380万円以上】141万円
			現役Ⅰ【課税所得145万円以上】67万円（改正なし）
一般		56万円	56万円（改正なし）
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円	31万円（改正なし）
	区分Ⅰ	19万円	19万円（改正なし）

【表】行政サービス制限内容

全 般	○物品などの購入 ○機械器具の借り上げ ○町広告掲載
医 療	○特定不妊治療費助成
福 祉	○高齢者生活支援（除雪サービス） ○家族介護者特別支援 ○無年金者生活支援給付金支給 ○障がい者除雪サービス
産 業	○農業振興資金利子助成 ○農村景観緑肥推進 ○農業6次産業化支援 ○中小企業振興資金融資および利子、保証料補給 ○中小企業原料等高騰関連融資利子および保証料補給
住環境	○人にやさしい住宅助成金 ○若者移住促進事業助成金
環 境	○住宅用太陽光発電システム設置費補助
教 育	○芸術文化振興奨励金

町では、納税意識の向上と滞納の防止を図るとともに、行政サービスの提供に係る受益と負担に関する不公平感を解消するため、町税等を滞納した場合、行政サービスの一部制限を行っています。

◆制限される行政サービス
申請時に納期限を過ぎた未納税（料等）がある、左表の行政サービス※左表に記載した内容のほか、滞

町税等とは…

町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、公営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、継立地区特定環境保全公共下水道事業受益者負担金、個別排水処理施設受益者分担金および使用料、給食費

納により制限となる行政サービスもあります。

町税等の滞納により 行政サービスが制限されます

国民健康保険被保険者証の様式が変わります

国民健康保険制度の改正により、国民健康保険被保険者証の様式が以下のように変わります。また、被保険者証と高齢受給者証が一体型の1枚のカード（被保険者証兼高齢受給者証）に変更となります。

現在ご使用中の被保険者証および高齢受給者証の有効期限は、7月31日をもって満了となります。

7月中に新しい被保険者証および被保険者証兼高齢受給者証を郵送しますので、8月1日よりそちらをお使いください。

【問い合わせ】

町住民保健課国保グループ
☎ 73-7508

【現 行】

国民健康保険被保険者証		有効期限 記号 番号 交付年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 栗山 〇〇〇〇 平成〇〇年〇〇月〇〇日
氏 名 生年月日 資格取得年月日 世帯主名 住 所	〇〇 〇〇 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 性別 〇 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇 〇〇 北海道夕張郡栗山町〇〇丁目〇〇番地	保険者番号 交付者名	〇111098 栗山町



【改正後】

70歳未満の方

① 北海道 国民健康保険被保険者証	有効期限 交付年月日 適用開始年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
③ 記 号 氏 名 生年月日 世帯主名 住 所	栗山 番 号 〇〇 〇〇 〇〇 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 性別 〇 〇〇 〇〇 北海道夕張郡栗山町〇〇丁目〇〇番地	
④ 保険者番号 交付者名	〇111098 栗山町	町印

【変更内容】

- ①国民健康保険被保険者証に北海道が追加表示
- ②資格取得年月日が適用開始年月日に変更
- ③記号および番号の表示箇所の変更
- ④保険者名から交付者名に変更

70～74歳の方

⑤ 北海道 国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証	有効期限 交付年月日 適用開始年月日 発行期日 一部負担金の割合2割（特例措置により1割）	平成〇〇年〇〇月〇〇日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
⑥ 記 号 氏 名 生年月日 世帯主名 住 所	栗山 番 号 〇〇 〇〇 〇〇 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 性別 〇 〇〇 〇〇 北海道夕張郡栗山町〇〇丁目〇〇番地	
保険者番号 交付者名	〇111098 栗山町	町印

【変更内容】

- 左記①～④は同様
- ⑤高齢受給者証を併合
- ⑥高齢受給者証の発行期日と一部負担金の割合を表示

町税納期限

納税は便利な口座振替をご利用ください。

7月31日（火）

- 国民健康保険税 ①期
- 介護保険料 ①期
- 後期高齢者医療保険料 ①期
- 固定資産税 ②期

納付書は
7月10日ごろ発送

コンビニ納付ができます！



【課税内容に関する問い合わせ】

町税務課課税グループ ☎ 73-7505

【納税に関する相談】

町税務課収納グループ ☎ 73-7506

まちを好きになるアプリ



広報くりやまを配信しています

ダウンロードはこちらから



町は、「マチイロ」による広報くりやまの配信をしています。普段、忙しくて広報紙をなかなか開けない方も、気軽に広報くりやまをご覧いただけますので、ぜひご利用ください。利用規約、プライバシーポリシーなど詳しくは、株式会社ホープ（☎092-716-0914）のホームページ（<http://www.zaigenkakuh.com/platform>）をご覧ください。

※「マチイロ」アプリの利用は無料ですが、通信費は各回線ごとの負担になります。
※広告が表示されますが、その内容に、栗山町は一切責任を負いません。

◆減額認定証（限度額適用・標準負担額認定証および限度額適用認定証）を申請により交付します

限度額認定・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証を医療機関などの窓口へ提示すると、高額療養費の適用を受けることができます。

70～74歳の方で、8月から減額認定証の交付対象となる方（※1）には、申請書をお送りしますので、町住民保健課国保グループへ申請してください。

※1 同じ世帯の世帯主および国保被保険者が、住民税非課税または現役並み所得者のうち課税所得が145万円以上690万円未満の方です。